

鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 実施説明書

1 業務の目的

人口減少・高齢化社会を見据え、持続可能で安全・安心なまちづくりを推進するため、鴻巣市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの実現に向けて、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 鴻巣市立地適正化計画策定業務委託
- (2) 業務内容 「別紙2：鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月14日（木）
- (4) 事業費限度額 30,000千円【消費税額及び地方消費税額含む】（2か年分）
＜参考＞各年度の予算額
令和4年度分 12,000,000円
令和5年度分 18,000,000円
※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (5) 事務局 鴻巣市 都市建設部 都市計画課（担当：柳）
所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号
電話番号：048-541-1321（内線3273）
ファックス：048-577-8464
E-mail：tosikei@city.kounosu.saitama.jp
- (6) 支払方法 本業務の支払方法に関しては、本市と契約の相手方となる候補者で協議の上、決定する。

3 選考スケジュールの概要

- (1) 公募の開始 : 令和4年4月18日（月）
- (2) 参加申込書の受付 : 令和4年4月18日（月）～令和4年4月27日（水）
12時まで
- (3) 質問書の受付 : 令和4年4月18日（月）～令和4年4月22日（金）
12時まで
- (4) 質問書の回答 : 令和4年4月25日（月）12時まで
- (5) 提案者の選定 : 令和4年4月28日（木）
- (6) 提案書の受付 : 令和4年5月26日（木）午後5時15分まで
- (7) 提案者ヒアリング : 令和4年6月1日（水）
- (8) 選定結果通知 : 令和4年6月17日（金）
- (9) 契約締結 : 令和4年6月下旬（予定）

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、以下のすべての条件を満たすものとし、契約締結までに参加資格を有さなくなった場合には、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、複数企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公表日以後に鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けている期間がないこと。
- (3) 鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第10条の資格者名簿において、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (5) 過去3年間において、埼玉県及び近隣都県内（東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県）において、本市と同等規模以上の地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務を受注した実績を有する者であること。

同種業務	立地適正化計画策定・策定支援・改訂
------	-------------------

- (6) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

ア 管理技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者
- ・過去3年間において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務の実績があること。

イ 照査技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者
- ・照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

- ・適正に業務を実施する者であること。
- ・過去3年間において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務の実績があること。
- ・担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

5 実施説明書・仕様書等の配布期間、場所及び方法

令和4年4月18日（月）から令和4年4月27日（水）12時まで、市のホームページにて一連の提出書類のダウンロードができる。また、書類の直接配布は「2（5）の事務局」にて、令和4年4月18日（月）から令和4年4月25日（月）までの土日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで行うこととし、事前に必ず連絡すること。

6 参加申込書の提出場所及び方法

「別紙2：鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 仕様書」記載の業務内容を熟読の上、このプロポーザルに参加する意思がある場合には、以下の提出書類を持参又は郵送で提出する。

提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めない。

(1) 受付期間

令和4年4月18日（月）～令和4年4月27日（水）12時まで

（ただし、土日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（最終日を除く））

(2) 提出場所 鴻巣市 都市建設部 都市計画課窓口

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

(4) 提出書類 ・「別紙4：参加申込書（様式第6号）」 1部
 ・「別紙5：技術資料」 1部

7 質問及び回答の受付期間及び方法

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「別紙6：質問書」を提出する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問、規定する様式や方法によらない質問については、いかなる理由でも受け付けない。

(1) 受付期間

令和4年4月18日（月）～令和4年4月22日（金）12時まで

(2) 提出方法

「別紙6：質問書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「都市計画課」まで送付する。

なお、送信後は、必ず送信確認として電話連絡をすること。

また、メール件名、ファイル名、メールアドレスは以下のとおりとする。

メール件名：「【会社名】鴻巣市立地適正化計画策定業務委託（質問書）」

ファイル名：「別紙6：質問書」

メールアドレス：「tosikei@city.kounosu.saitama.jp」

電話番号：048-541-1321（内線3273）

(3) 質問書の回答

質問の回答は、令和4年4月25日（月）12時までに、ホームページにて公開する。

8 提案者の選定

上記6に基づく提出書類及び既提出の鴻巣市指名競争等入札参加資格申請時に提出された「営業経歴書」「決算書類（写）」に基づき、以下の評価項目を評価の上、提案者を8者選定し、令和4年4月28日（木）に「提案者の選定結果通知書（様式第8号）」を、参加申込みのあったすべての事業者へ郵送及び電子メールにて通知する。

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等
契約不適合責任担保力	契約不適合に対する責任はとれるか	賠償責任保険の加入の有無等

業務技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
社会貢献（倫理観）	社会貢献度があるか	I S O等の取得状況 育児、介護休暇等の優遇等

提案者として選定された事業者へは、「提案書の提出依頼書（様式第9号）」を送付するので、下記9に基づき企画提案書の提出を依頼する。

9 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

企画提案書は、提案者1者につき、それぞれ1つの提案に限る。

(1) 受付期間

令和4年4月28日（木）～令和4年5月26日（木）の土日休日を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送で「2（5）事務局」まで提出する。

(3) 提出書類及び提出部数

- ア 「別紙7：誓約書（様式第10号）」 1部
- イ 会社概要を記載したパンフレット等 1部
- ウ 「別紙8：企画提案書」 15部（押印正本は1部、残りは写しで可）
※ A4判、両面印刷でページ数は10ページ（5枚）以内とする。
※ 別紙以降のページは自由様式とする。
- エ 「別紙9：業務工程表」 15部
- オ 「別紙10：見積書」 15部（押印は1部、残りは写しで可）

(4) 依頼・注意事項

- ア 「別紙2：鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 仕様書」に基づき、どのように目的に向け実現させるかについて、企画提案書をまとめること。
- イ 仕様書記載事項を含め、鴻巣市に求める役割・作業提案がある場合は、その旨を記載すること。
※ ただし、提案内容は別途契約協議の上、確定する。
- ウ 仕様書に記載する内容を実施しない提案も認める。その場合はその旨を記載すること。
※ ただし、提案内容は別途契約協議の上、確定する。
- エ 提出書類のサイズは、日本工業規格によるA4縦サイズ（※一部A3版による折り込みページの挿入は可とする。）とし、左綴じとすること。
- オ 提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合があるので、その際は速やかに回答すること。

カ 提出期限を過ぎた提出については、遅延が提案者の瑕疵によるものでなく、またそれを証明でき、かつ本市がその理由を認めた場合のみ、受け付けることとする。

10 提案者の選考方法

受注者選定にあたっては、以下のヒアリング審査を実施し、企画提案を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方となる候補者として選定する。

【提案者ヒアリング】

ヒアリング審査は、提案についてのプレゼンテーションにより行う。時間配分は、プレゼンテーションが35分、質疑応答が10分で、45分以内の実施とする。詳細は以下を参照のこと。

ア ヒアリング審査日時・場所

令和4年6月1日（水）に、鴻巣市役所内にて実施する。

詳細の時間・場所等については、「8 提案者の選定」に基づく「提案者の選定結果通知書（様式第8号）」送付時に通知する。

イ 審査

審査は、「別紙3：鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 審査基準書」により行う。ヒアリング審査による評価の合計点が上位の者から順に契約の相手方となる候補者として、順位付けを行う。

ウ 企画提案書について

本ヒアリング審査には、以下の評価テーマを設ける。そのテーマは必ず踏まえること。

- ① 本市における立地適正化計画の必要性と方向性
- ② 各誘導区域の設定方針と誘導施設の選定及び誘導するための手法及び施策
- ③ 公共交通施策との連携に関する手法及び施策
- ④ 防災指針の策定に関する手法及び施策

エ 選考結果

選考結果は、令和4年6月17日（金）付けで「プロポーザル審査結果通知書（様式第13号）」を郵送及び電子メールにて通知する。

また、本市のホームページにて契約の相手方となる候補者の公表をする。

オ その他プレゼンテーションに係る留意事項

- ・ 提案者側の出席者は3名以内とする。
- ・ プレゼンターについては、必ず「別紙5：技術資料」で提示した、本業務受注後の管理技術者及び配置予定者によるものとする。
- ・ ヒアリング実施に当たり、プロジェクター、スクリーン、パソコン及び必要とされる機器等があれば提案者において用意すること。
- ・ ヒアリング審査は非公開にて行う。ただし、審査資料として、録音等を行う場合があることについて、あらかじめ了承のこと。

11 契約の締結について

本市にて最終的に選考された契約の相手方となる候補者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。企画提案書およびヒアリング

審査時において提示された企画提案については、契約仕様の協議対象とするが、提案内容から逸脱する協議は認めない。

なお、契約の相手方となる候補者との協議が合意に達しない場合には、次点の提案者と協議を行う。

1.2 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施説明書に適合しない場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1.3 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。
- (3) 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市が必要と認める用途については、全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、鴻巣市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

- (4) 審査等に対し、異議申し立てはできない。

なお不採用の通知を受けた者は、市長が通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により市長に対して不採用となった理由についての説明を求めることができる。（書式自由）

この場合、市長は説明を求められた日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

- (5) 参加申込後に辞退する場合は「別紙11：辞退届」を提出するものとする。
- (6) 「別紙5：技術資料」に記載した本業務に携わる管理技術者等は、病休・死亡・退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 実施説明書等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

イ 参加者の記名及び押印を欠く場合

ウ 全ての提案のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合

エ 2案以上の提案を行った場合

オ 選考開始から契約を締結するまでに、本市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合